○法務省令第十八号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）を実施するため、法務省聴聞規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

法務大臣　上川　陽子

法務省聴聞規則の一部を改正する省令

法務省聴聞規則（平成六年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（聴聞調書及び報告書の記載事項） **第十二条**　聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主催者がこれに記名しなければならない。 ［一～八　略］ ２　［略］ ３　報告書には、次に掲げる事項を記載し、主催者がこれに記名しなければならない。 ［一～三　略］	（聴聞調書及び報告書の記載事項） **第十二条**　聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。 ［一～八　同上］ ２　［同上］ ３　報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十九号

司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第四条第二項第一号、第五条第三項第二号及び第十七条の規定に基づき、司法試験法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

法務大臣　上川　陽子

司法試験法施行規則の一部を改正する省令

司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後	改正前
（法務省令で定める試験科目） **第一条**　司法試験法（以下「法」という。）第三条第二項第四号に規定する法務省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。 ［一～八　略］ ２　法第五条第三項第二号に規定する法務省令で定める科目は、前項各号に掲げる科目とする。 （出願手続） **第三条**　［１～３　略］ ４　第一項の受験願書には、法第三条第二項第四号の規定により選択する科目を、第二項の受験願書には、法第五条第三項第二号の規定により選択する科目をそれぞれ記載しなければならない。 ［５・６　略］	（法務省令で定める試験科目） **第一条**　司法試験法（以下「法」という。）第三条第二項第四号の法務省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。 ［一～八　同上］ ［項を加える。］ （出願手続） **第三条**　［１～３　同上］ ４　第一項の受験願書には、法第三条第二項第四号の規定により選択する科目を記載しなければならない。 ［５・６　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	